

研究紀要

1982

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

目 次

縄文中期土器群の再編

- 谷井 彪、宮崎朝雄、大塚孝司、鈴木秀雄
青木美代子、金子直行、細田 勝(1)

女影系瓦の一試論 高橋一夫(138)

国を越える同范瓦に関する一考察

昼間孝志(146)

国を越える同范瓦に関する一考察

星間孝志

はじめに

古代、埼玉県（北武藏）内における同范、同系統と称される瓦（軒丸、軒平瓦）は多種、広範囲にわたって分布していることが知られている。しかし、武藏国内に同范関係の認められる瓦が武藏国の領域を越えた他国に分布する例は極めて稀と言える。

過去の研究において数例、本稿で取り上げる同范瓦を含めた埼玉県内出土の同范瓦に関する考察がされているが、本稿で取り上げる3種類の同范瓦は、いずれも奈良時代前半（武藏国分寺創建以前）の8世紀第2四半期（註1）に比定される軒丸瓦である。奈良時代前半は北武藏において造寺、造瓦の活動のさかんな時期であり、同范瓦の分布が最も著しい時期として捉えることができる。

埼玉県内に初めて寺院に瓦が葺かれた7世紀中頃（寺谷廃寺）から8世紀初頭にかけての造寺、造瓦活動が、比較的県内の比企丘陵を中心とした地域に限られていたのに対し、奈良時代前半には瓦の分布からその活動が広範囲に及んでいたことがわかる。

この度、国を越える同范瓦として取り上げたのは次の3種類の軒丸瓦である。

- (1) A類（複弁8葉蓮華文軒丸瓦）
- (2) B類（単弁16葉蓮華文軒丸瓦）（註2）
- (3) C類（単弁8葉蓮華文軒丸瓦）

いずれも武藏国（埼玉県北地城）と上野国（群馬県南地城）に分布する瓦である。

前述の如く、これら3種の軒丸瓦は奈良時代前半に比定できる瓦であるが、奈良時代前半は天智朝から持統朝に至る間にも増して律令体制の強化がみられ、律令制度が地方において一応の定着をみる時期である。畿内とは異なり、地方における寺院造営気運の高まった時期に造瓦されたとする3種類の同范瓦はどのような状況のもとに武藏・上野両国に存在し得たのであろうか。

これら3種の同范瓦の分布する背景について考察を進めたい。

1 国を越える同范瓦の種類と分布

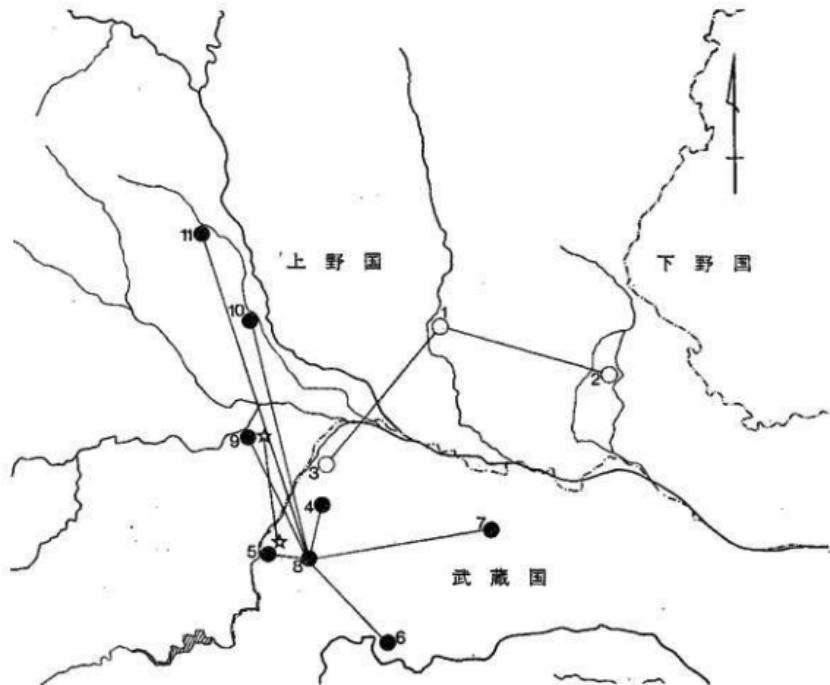
- (1) A類（複弁8葉蓮華文軒丸瓦）

児玉町飯倉の金草窯跡（第1図8 児玉郡）出土軒丸瓦が標準タイプとして考えられる。現在、埼玉県内において、金草窯跡を除くA類の軒丸瓦を確認できる遺跡は神川村城戸野廃寺（第1図5 賀美郡）（註3）、同鬼樹原遺跡（第1図4 賀美郡）、寄居町馬騎の内廃寺（註4）（第1図6 植沢郡）、岡部町岡廃寺（註5）（第1図7 植沢郡）である。

群馬県内では藤岡市山王久保遺跡（第1図9 緑野郡）、高崎市淨土ヶ原遺跡（第1図10 群馬

- 1 上植木庵寺
- 2 寺井庵寺
- 3 五明庵寺
- 4 善樹庵遺跡
- 5 城戸野庵寺
- 6 馬騎の内庵寺
- 7 岡(庵寺)遺跡
- 8 金草窯跡
- 9 山王久保遺跡
- 10 淨土ヶ原遺跡
- 11 上野国分寺

- A 類
(複弁 8葉蓮華文軒丸瓦)
- B 類
(単弁16葉蓮華文軒丸瓦)
- ☆ C 類
(単弁 8葉蓮華文軒丸瓦)



郡)、群馬町上野国分寺(第1図11、群馬郡)に存在することが確認されている。これら8ヶ所の遺跡から出土するA類の瓦は概ね、利根川右岸の支流域に分布する瓦とことができる。

また、A類の軒丸瓦は後述するB類の瓦に比べて広範囲な分布図を示しており、8箇所の遺跡はその造瓦に際し、加担した氏族が多かったことを示唆するものであろう。A類は金草窯跡を除くと武藏国内では賀美郡と棟沢郡、上野国では緑野郡と群馬郡に分布する。賀美郡、棟沢郡、群馬郡には各々2遺跡存在し、C類と分布図の重なる賀美郡を除くと他の2郡に存在する4遺跡は金草窯跡からは遠隔地にあるため、広範囲に及ぶ氏族間のつながりが推察される。

A類の軒丸瓦は金草窯跡出土軒丸瓦(第2図1)のように、多くは瓦当面の花弁先端部を花弁を区画する凸状細線の間に生じた2箇所のキズによって同範関係を明らかにすることができる。馬騎の内鹿寺(第2図4)、岡鹿寺(第2図3)の瓦にはそのキズを確認することはできないが、岡鹿寺の瓦はキズの存在すると考えられる箇所が剥離しており、同範の可能性が強いと見られる。馬騎の内鹿寺の瓦は瓦当面にキズが認められないが、図示しなかった他のA類の瓦と同様、残存部分が小破片であるが、同範ではないと言う判断は下し難い。また、A類の軒丸瓦は範型に歪みの生じたものが多く、一時期に量産した瓦であったことを窺わせる。

(2) B類(単弁16葉蓮華文軒丸瓦)

群馬県伊勢崎市上植木庵寺(第1図1 佐位郡)、大田市寺井庵寺(第1図2 新田郡)、埼玉県上里町五明庵寺(註6)(第1図3 賀美郡)の3寺院跡に分布していることが知られている。上植木庵寺、寺井庵寺は利根川の左岸に、五明庵寺は神流川の右岸に位置している。A類が利根川の右岸流域に分布しているのに対し、B類は上植木庵寺、寺井庵寺が上野国の東毛地域にあって五明庵寺も賀美郡の北東部に位置しているため、概ね、利根川の左岸流域を中心とした分布図とすることができる。

また、B類の軒丸瓦は五明庵寺出土瓦(第3図1)のように瓦当面の界線上に生じた2箇所の粒状のキズによって同範関係の一端を確認することができる。しかし、完形を留めるものは存在しておらず、残存部にキズを確認できないが同範ではないとする根拠としては不十分である。

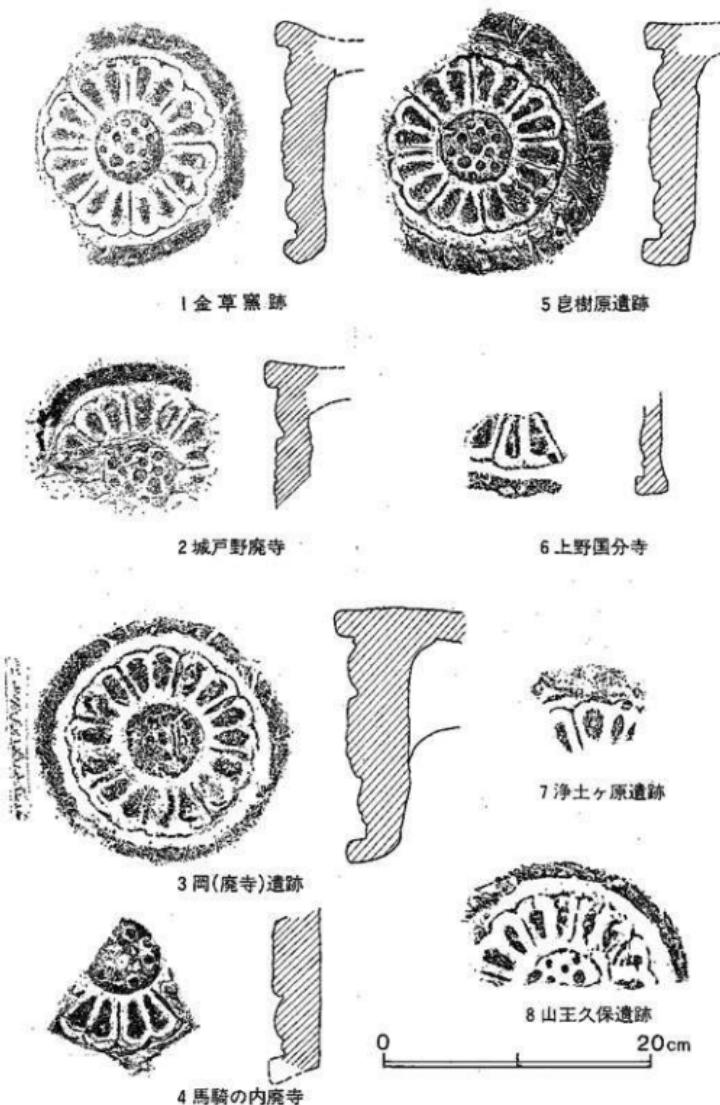
出土量が少ない為、多くを述べるには危険であるが、五明庵寺出土瓦には花弁端に歪みが見られ、歪みの見られない上植木庵寺、寺井庵寺出土瓦に比べ、地理的面をふまえやや遅れて造瓦されたものと推察される。

(3) C類(単弁8葉蓮華文軒丸瓦)

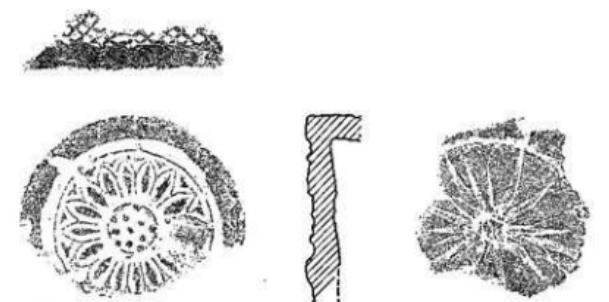
埼玉県神川村城戸野庵寺(第1図5 賀美郡)、群馬県藤岡市山王久保遺跡(註6)(第1図9 緑野郡)に分布していることが確認されている。両遺跡はA類の軒丸瓦の分布図にあって、城戸野庵寺は神流川、山王久保遺跡は鍋川の右岸流域に位置する。

C類は大局的に見れば、利根川右岸支流域に分布するA類の分布図に属しながらも後述する系譜においてA類とは異なるB類と同じ系譜上に存在する瓦と考えられるため、2遺跡の存在する賀美郡、緑野郡という神流川をはさむ両郡の持つ地域の特殊性を考える必要があろう。

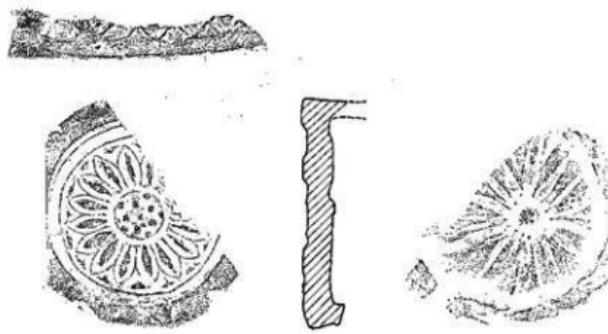
また、C類はB類と同一の系譜上に存在する瓦であると前述したが、B類の多くは酸化焰焼成であるのに対し、C類はA類同様、還元焰焼成であるという相違が見られる。



第2図 A類 軒 九 瓦



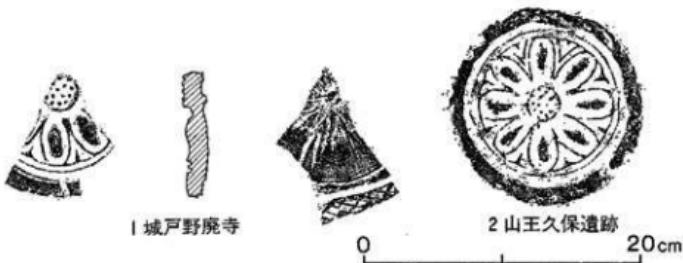
1 五明庵寺



2 寺井庵寺



3 上植木庵寺



第4図 C類 軒丸瓦

2 同范瓦の系譜

3種類の同范瓦は次のような系譜上に存在する瓦と考えられる。

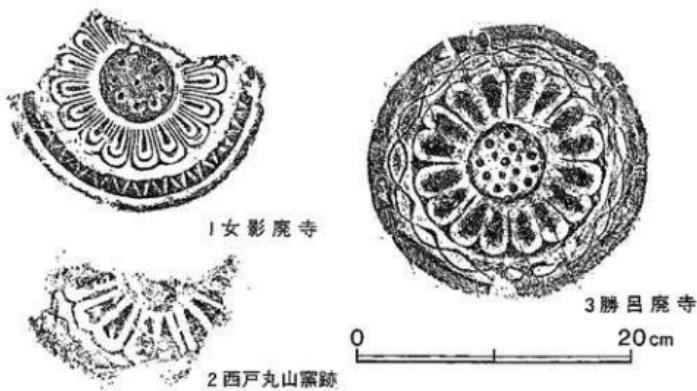
(1) A類（複弁8葉蓮華文軒丸瓦）

A類の文様意匠は武藏国高麗郡女影庵寺出土の面違い縦齒文縁複弁8葉蓮華文軒丸瓦（第5図1）に概ねその祖型を求めることができる。この女影庵寺の瓦は常陸国新治郡新治庵寺出土軒丸瓦と同範関係にあって、新治郡上野山瓦窯跡や下総国結城郡結城庵寺出土軒丸瓦は同范。同系統の瓦として捉えられている。女影庵寺の軒丸瓦はいわゆる「川原寺系」と称される複弁文の後出系譜として捉えられ、8世紀第1四半期に比定される。女影庵寺の造営に関しては、靈亀2(716)年に設置された高麗郡（註8）との関連を持ち、郡寺的性格を持つ寺院と考えられている。女影庵寺の瓦は馬騎の内庵寺の複弁7葉蓮華文軒丸瓦とともに県内では初めて用いられた複弁文の瓦であるが、A類も含め、直接この瓦の文様意匠を受け継ぐ瓦は8世紀第2四半期には見当らない。現在、県内にはA類を含めて4種類（1種類は同部町の石原山瓦窯跡に存在し、小型であるが瓦當文様は勝呂庵寺出土瓦に酷似するため省くことにした）の複弁文が8世紀第2四半期に位置づけられているが、女影庵寺の創建瓦から直接的影響を受けているとは考え難い。いわゆる「川原寺系」軒丸瓦は、川原寺の創建期から女影庵寺の創建期に至る約半世紀の間には細部の変遷は認められるが、基本的なモチーフにくずれは見られない。また、新治庵寺の創建瓦は、その後出意匠として、茨城県内においては新治庵寺第Ⅱ期の瓦、あるいは結城庵寺、茨城庵寺、東岡遺跡、下谷貝遺跡などにみられ、新治郡の周辺地域に存在するこれら寺院や関連遺跡の創建期の瓦や差しかえ瓦として用いられ直接、あるいはそれに近い影響を受けたとみられる様相を留めている。

以下に述べる2種の軒丸瓦はA類と共に8世紀第2四半期に位置づけられ、県内においては女影庵寺の瓦から影響を受けたと考えられる瓦である。

(1) D類 西戸九山窯跡出土軒丸瓦（第5図2）

(2) E類 勝呂庵寺出土軒丸瓦（第5図3）



第5図 A類関連 軒丸瓦

いずれも複弁8葉蓮華文軒丸瓦であり、A類と比較しても、文様構成、製作技法など酷似している点が多い。A類を含めた3種の軒丸瓦は女影庵寺の瓦に比べてその特徴の一つである面造い鋸齒文がA類は縦鋸齒文（周縁内壁）、D類は交叉鋸齒文（内縁）、E類は交叉波状文（内縁）と変化し、全体的に瓦当面の表現も稚拙になり、退化的傾向を示している。また、E類の交叉波状文は交叉波状文の数、瓦当面の形態などにより、大小大きさの異なる種類の中でも時期が多少前後するものと考えられる。A類、D類は周縁部を除くと非常に酷似した瓦と言えるが、問題となる周縁は、A類は直立縁、D類は三角縁を呈する。強いて言えば、三角縁に交叉鋸齒文を配するD類の方がA類より女影庵寺の瓦に近い様相を示しており、8世紀第2四半期でもA類に若干先行する瓦として捉えることができよう。しかし、新治庵寺の創建瓦が同寺第Ⅱ期の瓦や周辺の寺院や関連遺跡の瓦へと変遷する過程は前述した「川原寺系」の変遷と同様、基本的なモチーフにくずれではなく、女影庵寺の創建瓦からA類、D類へという瓦当文様の変遷は見られない。女影庵寺の瓦からこれら3種類の瓦への変遷は間接的であり、中間種の存在が必要であろうと考えるが、「川原寺系」軒丸瓦が全国的に流布する時期とその後出意匠が2次派生する時期では白鳳期と天平期というように社会的背景が異なっており、短期間に大きく瓦当文様が変化しないとは断言することはできない。

高橋一夫氏はA類、D類、E類の瓦について、「女影庵寺の系譜を引く武藏独自の瓦」として提えており、新治庵寺の系譜を引く瓦が常陸国で8世紀第2四半期に流布する状況とは異なって武藏国内の中で派生した独自の瓦としている。さらに、同氏は「女影庵寺が高麗都との関連性で郡寺的性格を持った寺院であることからこの派生したA類、D類、E類も出土する遺跡が郡の中心的地域に位置しているものが多いことなどから主に郡寺の性格を持った寺院、あるいは官衙的施設へ供給された瓦」と推測されている。これらの瓦は瓦当文様の構成、製作技法などをみてても似ており、分布状況や「常陸国新治庵寺から國を越えてたらされた女影庵寺の瓦」が政治色の濃い瓦であるこ

とを考慮すれば、A類が上野国に存在する背景が裏付けられ、高橋氏の見解は示持できる。しかし、果して「武藏独自の瓦」であるかどうかは疑問、あるいは他国にも似たような瓦当文様を持つ瓦は存在しており、今後、検討を加える余地を残していると言えよう。

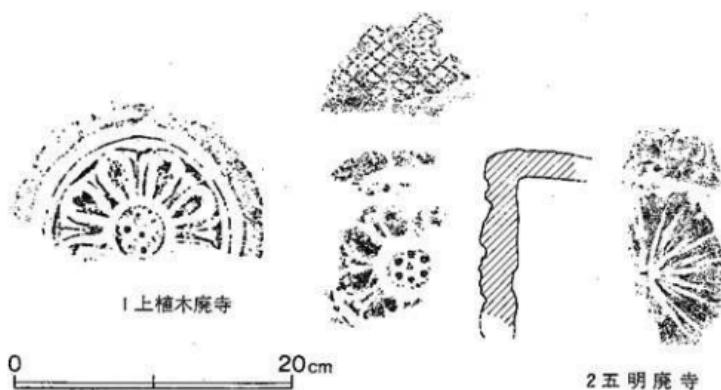
D類、A類はその分布する地域が大きく異なる。埼玉県内だけを見れば、D類は比企郡西戸丸山窯を中心に、比企郡小用廃寺、足立郡大久保領家廃寺に存在し、同窓関係にある。これらの遺跡は荒川の支流域に分布し、古墳時代に上野国の影響下に置かれていたと考えられる地域に属しており、荒川以北に分布するA類が上野国の影響下に置かれていたと考えられる地域に存在している状況とは明らかに異なる。現在、群馬県内にA類の分布する遺跡が存在する利根川右岸の地域と、埼玉県内に分布するA類の遺跡が存在する地域とは古墳時代以降も密接な関連性が保たれていたことが予想され、女影廃寺の創建瓦が政治的意図を持った瓦であることから、A類の瓦についても主に官（建物、寺院官衙など）の造営を目的に造瓦されたもので、その背景には造営にあたって、馬騎の内廃寺などに見られるように氏族層が多数関与していたものと考えられる。

(2) B類（単弁16葉蓮華文軒丸瓦）

C類（単弁8葉蓮華文軒丸瓦）

B類、C類ともその製作技法からみると、その意匠は上植木廃寺010型式（註9）（第6図1）に祖型が求められよう。010型式は単弁8葉蓮華文軒丸瓦で、いわゆる「一本造り技法」と呼称される製作技法によって造瓦されており、現在、上植木廃寺には5種以上、五明廃寺には2種、城戸野廃寺、寺井廃寺、山王久保遺跡には各1種の「一本造り技法」による瓦が存在する。

五明廃寺にはB類の他に瓦当背面に布紋り压痕を持つ瓦（第6図2）が1種存在し、010型式に近い様相を示している。瓦当背面に布紋り压痕を持つ瓦は利根川左岸流域では7世紀末葉から8世紀前半にかけて多くみられる。上野国では上野国分寺造営後は紋目のない布目压痕となるが、上



第6図 上植木廃寺・五明廃寺出土同系瓦

植木庵寺系「一本造り技法」による単弁の文様意匠は武藏国分寺の創建瓦に用いられるようになる。

また、埼玉県内において、8世紀第2四半期は複弁文の盛行する時期であり、県内のほぼ全域に広がった分布を示す複弁文に対し、上植木庵寺のOIO型式の後出意匠であるB類、C類の占める範囲はC類の後出系譜である精進場遺跡出土の軒丸瓦を含めても、現在、賀美郡を越える範囲には存在しない。しかし、武藏国分寺造営時には複弁文と単弁文、多弁文の立場は逆転しており、上植木庵寺系の影響力が大きかったことを示している。また、上野国分寺造営後はA類の意匠を残す瓦はみられない。

3 上野国と賀美郡

賀美郡には本稿で取り上げた3種類の同範瓦が存在し、他郡とは異なった特殊な郡であったと言える。城戸野庵寺に2種類、官樹原遺跡に2種類、精進場遺跡に1種類、五明庵寺に3種類の軒丸瓦が存在するが、A類を除く他の6種は全て上野国の影響下に成立したと考えられる瓦である。セットとして考えられる軒平瓦は城戸野庵寺は三重弧文(役額)、五明庵寺は葡萄唐草文、花菱文(曲線彫)で占められる。この時期に三重弧文は武藏、上野両国で広くみられるが、五明庵寺の軒平瓦については上野国から入ってきた造瓦技術とすることができる。

賀美郡を含め、県北地域は古墳時代より上野国と密接な関連を持っていた地域であったことは前述したが、賀美郡内でも城戸野庵寺と五明庵寺では周辺の古墳群の石室構造に関して差異が認められる。城戸野庵寺周辺の青柳古墳群の石室は胴張り文様積みの石室に川原石を使用しており、神流川対岸の緑野郡の古墳群にも同様の石室構造を持つ古墳の存在が認められる。五明庵寺周辺に存在する帶刀古墳群には榛名山の角閃石安山岩を使用した石室が見られ、利根川左岸流域の古墳群にその類例がみられる。大局的にはA類は利根川右岸の勢力、B類は利根川左岸の勢力との結びつきと言ふ構図が背景に推察される。C類は古墳時代において、青柳古墳群周辺に利根川左岸の影響が認められないため、8世紀第2四半期頃になってから、賀美郡、緑野郡の神流川流域の勢力と利根川左岸の勢力の接近が計られた為と推察される。

また、上野国では利根川右岸の勢力としては物部系氏族、左岸の勢力としては上毛野氏系氏族の存在が考えられ(註10)、8世紀前半には勢力が大きく2分され、両氏族が賀美郡と関連を持っていたことは賀美郡の中心に位置する五明庵寺の瓦や城戸野庵寺の瓦に現われている。両氏族が造瓦などに加担していたことは、従来からの基盤が維持されていたことを意味するものであろう。

このように8世紀前半の賀美郡は領域的には武藏国に属しながらも、古墳時代からの関連性によって、政治的、文化的にはまだ「上野国の入会地」的な地域であったと推察される。

まとめ

利根川の支流域を中心に武藏国、上野国に分布するA類、B類、C類の3種の同範瓦は大局的に

はA類が概ね女影院寺、B類、C類が上植木庵寺の系譜を引く瓦とすことができよう。これらの同范瓦の示す分布は主にA類が利根川右岸を中心とした地域、B類は利根川左岸を中心とした地域に分されるが、B類と同じ系譜を引くと考えられるC類はA類と同じ遺跡から出土し、出土する遺跡はC類の後出意匠も含め、神流川流域の賀美郡、緑野郡の領域内に存在する。

また、3種類の同范瓦が存在する賀美郡では城戸野庵寺の付近に存在する古墳群と五明庵寺の付近に存在する古墳群ではその石室構造に差異が認められ、古墳時代に上野国への影響下に置かれていた県北地域の中にあっても、その影響を及ぼす勢力地図が異なっていた地域として捉えられる。

一方、城戸野庵寺にA類と共に存在するC類は山王久保遺跡同様、軒丸瓦の存在が確認されているだけで軒平瓦に上野国から直接影響を受けたと見られる瓦は存在せず、五明庵寺にはB類の他にも上野国への影響を直接受けたとみられる瓦が多量に存在しているという相違が見られる。

このように奈良時代前半頃には利根川左岸の勢力が賀美郡内に直接影響を及ぼす範囲は五明庵寺付近までと考えられ、五明庵寺、城戸野庵寺に存在する凸面に「米」印印を持った丸瓦、平瓦（註11）は群馬県に多くその分布が認められるものであるが、城戸野庵寺のものはC類の存在とともにその影響力はやや間接的であり、埼玉県内ではこの種の瓦は現在賀美郡内に限られて出土している。

以上のように、上野国と武藏北部地域の結びつきは奈良時代になっても引き続き受け継がれ、特に賀美郡については上野国と接している地理的な面などからも、國が異なっても同范瓦の移動を容易にする古墳時代からの下地を持ち、上野国に対して從属的な関係が存続していた地域として捉えることができる。

註1 「北武藏古代瓦編年表！」による。『埼玉県古代寺院跡調査報告』埼玉県県史編さん室

註2 細弁菊花文とも称される。

註3 城戸野庵寺は地理的に賀美郡と児玉郡の境に位置している。金草窯跡のある児玉郡には現在、奈良時代の寺院が確認されていないことから、児玉郡の寺院の可能性もあるが、今回は賀美郡の寺院として考えた。また、城戸野庵寺は河川の流れの変更などによって神流川を隔てた緑野郡に属していた時期もあったとされている。

註4 馬騎の内庵寺の複弁7葉蓮華文軒丸瓦は、「馬騎の内技法」と呼ばれる特殊な製作技法による瓦である。この瓦は8世紀第1四半紀に比定されるが、現在県内において、その後出意匠は見られない。

註5 四庵寺は猿澤郡の中心地にあり、同郡に存在する馬騎の内庵寺が須恵器生産を背景に造営された寺院であることから、郡寺的性格を持つ寺院と考えられる。また付近には方墳を含む小規模な古墳群が存在する。

註6 現在、五明庵寺には各々3種類の軒丸瓦と軒平瓦が存在し、丸瓦、平瓦を含めて殆どどの瓦が酸化焰焼成されている。

註7 山王久保遺跡は鍋川流域に存在し、付近には山王庵寺系複弁7葉蓮華文軒丸瓦が出土した水窪遺跡や、5世紀から8世紀初頭にかけての古墳群が存在する。

註8 続日本紀、靈龜2(716)年5月辛卯(16日)

以=駿河、甲斐、相模、上総、下総、常陸、下野七国、高麗人千七百九十九人、遷=于武藏国、始置=

高麗郡...焉

註9 『入谷遺跡』群馬県新田町教育委員会「群馬県古代瓦九瓦編年表」による。

註10 大江正行氏の御教示による。

註11 五明庵寺の「米」印印きを持つ丸瓦、平瓦は酸化焰焼成、城戸野庵寺の「米」印印きを持つ丸瓦、平瓦は還元焰焼成による。

引用参考文献

- 福垣晋也（1971）『古代の瓦』日本の美術66号 至文堂
- 茨城県歴史館（1980）『特別展 茨城の古瓦』
- 今井啓一（1970）『帰化人の来往』『古代の日本7 関東』 角川書店
- 大江正行他（1971）『上野国分寺周辺地域発掘調査報告』 群馬県教育委員会
- 大江正行他（1979）『上野国分寺隣接地域発掘調査報告』 群馬県教育委員会
- 尾崎喜左雄（1970）『上野三碑と那須國造碑』『古代の日本7 関東』 角川書店
- 関東古瓦研究会（1981）『群馬県研究資料No.2』
- 関東古瓦研究会（1982）『群馬県研究資料No.3』
- 群馬県立博物館（1981）『企画展 群馬の古代寺院と古瓦』
- 須田 茂他（1981）『入谷遺跡』 群馬県新田町教育委員会
- 高橋一夫他（1978）『諸進場遺跡』 神川村教育委員会
- 高橋一夫（1979）『馬騎の内庵寺の調査』『埼玉県立歴史資料館研究紀要第1号』 埼玉県教育委員会
- 高橋一夫（1982）『考察・古代寺院成立の背景と性格』『埼玉県古代寺院跡調査報告』 埼玉県県史編さん室
- 高橋一夫（1982）『埼玉県古代寺院跡発掘の現状』歴史手帖（第10巻10号） 名著出版
- 高橋一彦（1975）『岡部町岡より出土せる布目瓦』『いぶき』8・9合併号 埼玉県立本庄高等学校考古部
- 鶴岡耕夫（1975）『古代寺院の成立と展開』 吉川弘文館
- 直木幸次郎（1964）『氏の構造について』『日本古代の氏族と天皇』 埼書房
- 坂野和信他（1980）『鬼樹原・捨下遺跡の試掘報告』 神川村遺跡調査会
- 坂野和信（1982）『上里町五明庵寺』『埼玉県古代寺院跡調査報告』 埼玉県県史編さん室
- 坂野和信（1982）『考察 北武藏における古代瓦の変遷』『埼玉県古代寺院跡調査報告』『埼玉県古代寺院跡調査報告』 埼玉県県史編さん室
- 星間孝志（1982）『神川村城戸野庵寺』『埼玉県古代寺院跡調査報告』 埼玉県県史編さん室

研究紀要

1982

昭和57年12月20日 印刷

昭和57年12月25日 発行

発行 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

印刷 株式会社 眞美堂印刷所